

第 編 間接国税編

9 ~ 15 間 接 諸 税

統計表を見る方のために

9 ~ 15 間 接 諸 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、間接諸税（たばこ税、たばこ特別税、印紙税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、電源開発促進税及び航空機燃料税をいう。以下同じ。）の平成 14 年度内における申告又は処理による課税事績を示したものである。ただし、印紙税については、現金納付に係るもののみである。

2 間接諸税の概要

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

製造たばことは、葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

たばこ税及びたばこ特別税は、製造場から移出した又は保税地域から引き取る製造たばこに対して、製造者又は引取者を納税義務者として課税される。

10 印 紙 税

印紙税は、経済取引に関連して作成される文書のうち特定の文書に対して、その文書の作成者を納税義務者として課税される。

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、製造場から移出した又は保税地域から引き取る揮発油及び揮発油類似品に対して、製造者又は引取者を納税義務者として課税される。

12 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされ充てん場から移出した又は保税地域から引き取る石油ガスに対して、充てんする者又は引取者を納税義務者として課税される。

13 石 油 税

石油税は、採取場から移出した原油若しくはガス状炭化水素又は保税地域から引き取る原油、石油製品若しくはガス状炭化水素に対して、採取者又は引取者を納税義務者として課税される。

14 電源開発促進税

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して、一般電気事業者を納税義務者として課税される。

15 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれた航空機燃料に対して、航空機の所有者等を納税義務者として課税される。

3 統計表の収録一覧

統 計 表	収 録 項 目					調 査 方 法
	課 税 状 況	累 年 比 較	関 係 場 数 等	免 除 状 況	税 課 税 務 署 別 況	
9 たばこ税及びたばこ特別税 (1) 課税状況 (2) 製造場数の累年比較						全 数 調 査
10 印 紙 税 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較						全 数 調 査
11 揮発油税及び地方道路税 (1) 課税状況 (2) 免除状況 (3) 県別等課税状況 (4) 関係場数 (5) 税務署別関係場数						全 数 調 査
12 石油ガス税 (1) 課税状況 (2) 関係場数 (3) 免除状況 (4) 税務署別課税状況						全 数 調 査
13 石 油 税 (1) 課税状況 (2) 関係場数						全 数 調 査
14 電源開発促進税 (1) 課税状況 (2) 関係場数						全 数 調 査
15 航空機燃料税 (1) 課税状況 (2) 関係場数						全 数 調 査